平成２２年（フ）第６２４号
盛岡市中屋敷町７番35―222号
債務者　豊田　　大
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６４４号
盛岡市東松園１丁目29番６―104号
債務者　濱田　梢江
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６４５号
盛岡市天昌寺町８番38号
債務者　加藤　　稔
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６４８号
岩手県大船渡市大船渡町字上山７番地６　北條幸二貸家５号
債務者　池田奈緒子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３７６４号
名古屋市名東区牧の原２丁目606番地　牧の原ビル２階205号
債務者　中島　　功
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５８号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字目久井26番地５
債務者　横井　友美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１１０号
三重県松阪市東町575番地１　レオパレスエンデバー101号
債務者　湯谷　一利
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第６５２号
兵庫県姫路市庄田86番地１市営庄田住宅７棟23号
債務者　田中　幸昌
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６８１号
兵庫県高砂市春日野町３番14―103号
債務者　藤田丞佐子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７８５号
兵庫県姫路市四郷町東阿保395番地５県営住宅１号棟101号
債務者　平井　和代
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３５６号
香川県高松市木太町3621番地８エクセルコートⅡ106号
債務者　須田　　力
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３６４号
香川県高松市香川町川東上1733番地４コーポラス中央A103号
債務者　植田　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８４２号
福岡市東区社領１丁目４番27号第一タクシー寮、住民票上の住所福岡市東区青葉７丁目58番６号
債務者　藤井　　翠
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５９０号
愛媛県伊予市下吾川2032番地５
債務者　小園　妙子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０４６号
福岡市城南区東油山２丁目18番15―１号
債務者　平山　博文
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１２８号
福岡市中央区春吉２丁目18番３―506号
債務者　林　　恵司
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４２１号
福岡県糟屋郡宇美町桜原１丁目６番13号
債務者　安藤　美幸
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４３１号
福岡市早良区飯倉５丁目９番２号
債務者　濱本　直人
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部